

熊本市成年後見支援センター活動実績報告 (R7年4月1日～R8年3月31日)

▶ 広報・啓発の強化

1 一般市民向けリーフレットの配布、法人広報誌・ホームページを活用したセンターの情報公開

2 出前講座や研修会への講師の派遣等

No.	開催日	依頼者	対象	場所	参加者	備考
1	9月10日	ささえりあ富合	富合校区民児協 他関係者	南区役所	25名	富合校区民児協定例会
2	9月16日	ささえりあ本庄	圏域の医療機関・ケア マネ・計画相談員 等	熊本市医師会 館	36名	医療居宅包括連絡会
3	10月16日	南九州税理士会	南区管内の福祉・医療 関係者、市民	アスパル富合	67名	成年後見・財産管理セミナー
4	10月29日	ささえりあ城南	介護予防教室参加者	城南老人福祉 センター	22名	介護予防教室
5	11月14日	ささえりあ子飼	圏域のケアマネ、計画 相談員 等	リデルライト ホーム	11名	居宅包括連絡会
6	1月15日	ささえりあ城南	圏域のケアマネ、計画 相談員 等	城南老人福祉 センター	16名	居宅包括連絡会
7	2月7日	県自閉スペクトラム症協会	会員	希望荘	24名	会員研修
8	2月20日	ささえりあ保田窪	家族介護者教室参加者	ファミリー保 田窪	20名	家族介護者教室

3 『遺言と任意後見を知るセミナー』の開催

(1) 開催日 令和7年10月23日(木) 14:00~16:30 パレア9階

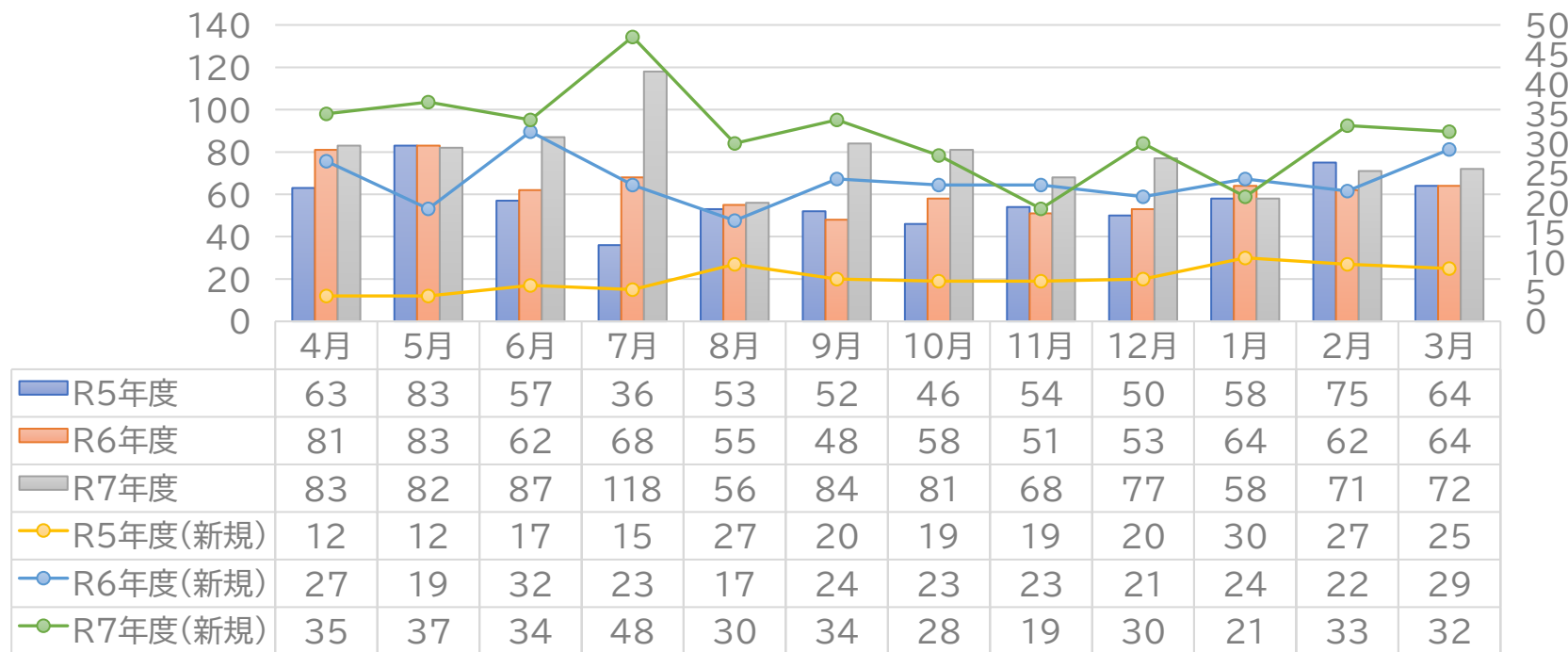
(2) テーマ: 『公証人が語る遺言と任意後見』 講師: 公証人 橋本修明 氏

(3) 参加者 計33名

相談機能の強化 相談実績

1 相談件数

令和7年度	計	937件 (AVG78.1件)	新規	381件 (AVG31.8件)
令和6年度		749件 (AVG62.4件)		284件 (AVG23.7件)
令和5年度		691件 (AVG57.6件)		243件 (AVG20.3件)



相談件数は前年度比188件増（約25.1%増）となり、新規相談も97件増（約34.2%増）となった。成年後見制度に関する相談が中核機関に寄せられる機会が増えていると考えられる。一方、相談件数の増加は、中核機関への相談ニーズの高まりを示す一方で、相談対応に係る職員の負担増加にもつながっている。今後は、一次相談窓口との役割分担や連携を一層進め、地域全体で権利擁護支援を担う体制づくりが必要である。

▶ 相談機能の強化 相談実績

2 相談方法（件）

	計	電話	来所	訪問	mail	その他
令和5年度	691	491	76	104	10	10
令和6年度	749	516	82	138	9	4
令和7年度	937	733	73	110	5	16

3 対象者区分（件）

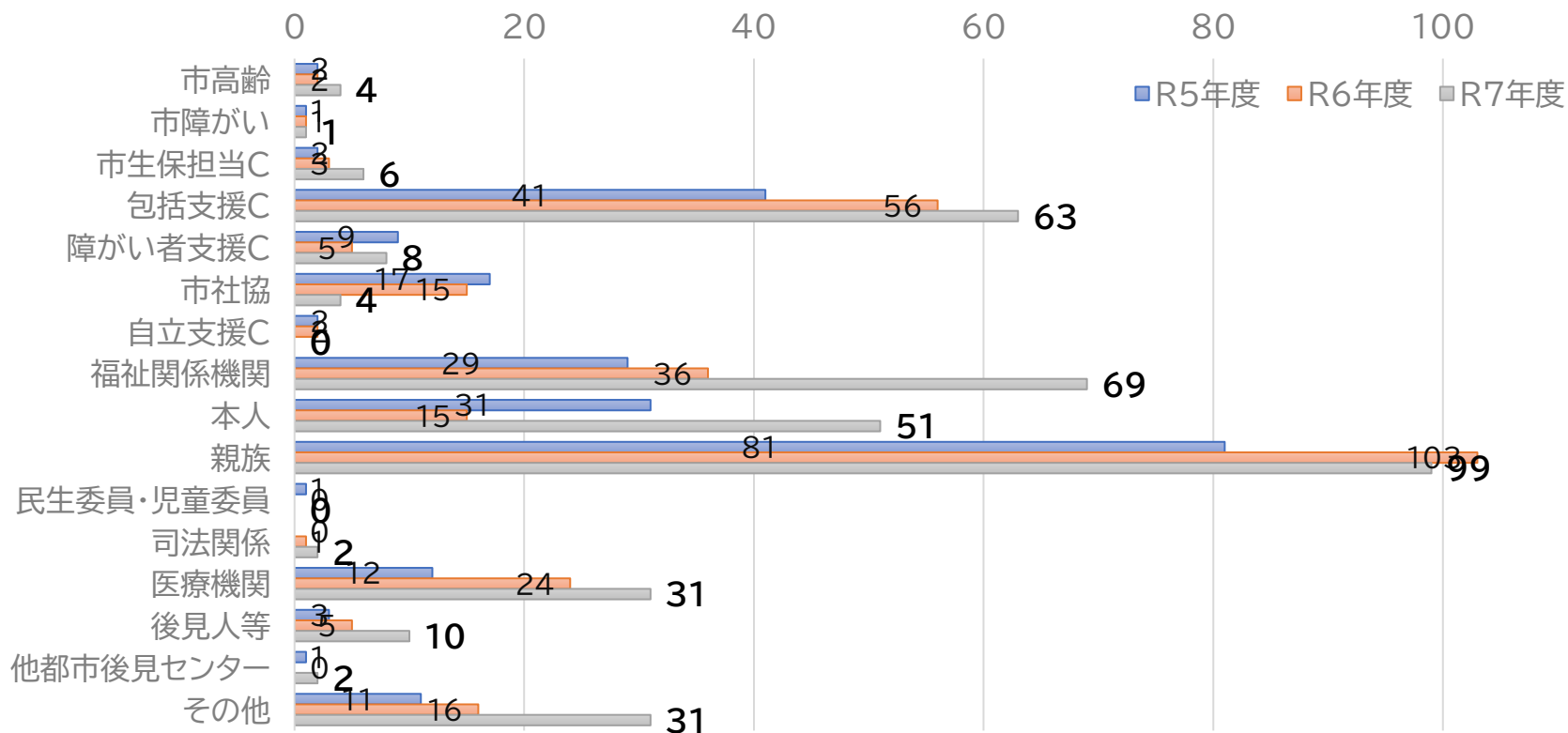
	計	認知症	精神障がい	知的障がい	その他	不明
令和5年度	243	83	29	19	49	63
令和6年度	284	103	30	17	47	87
令和7年度	381	122	55	35	105	64

相談方法は電話による相談が中心となっており、相談件数の増加に伴い電話相談も大きく増加している。一方で、来所・訪問による相談は増加しておらず、相談者の状況を直接把握する必要があるケースへの対応については、一次相談窓口との連携が重要となる。

対象者別では、認知症のほか、精神障がい・知的障がいのある方からの相談も増加しており、高齢者を中心とした成年後見制度の相談から、障がいのある方を含む幅広い権利擁護支援へと相談対象が広がっていることがうかがえる。

▶ 相談機能の強化 相談実績

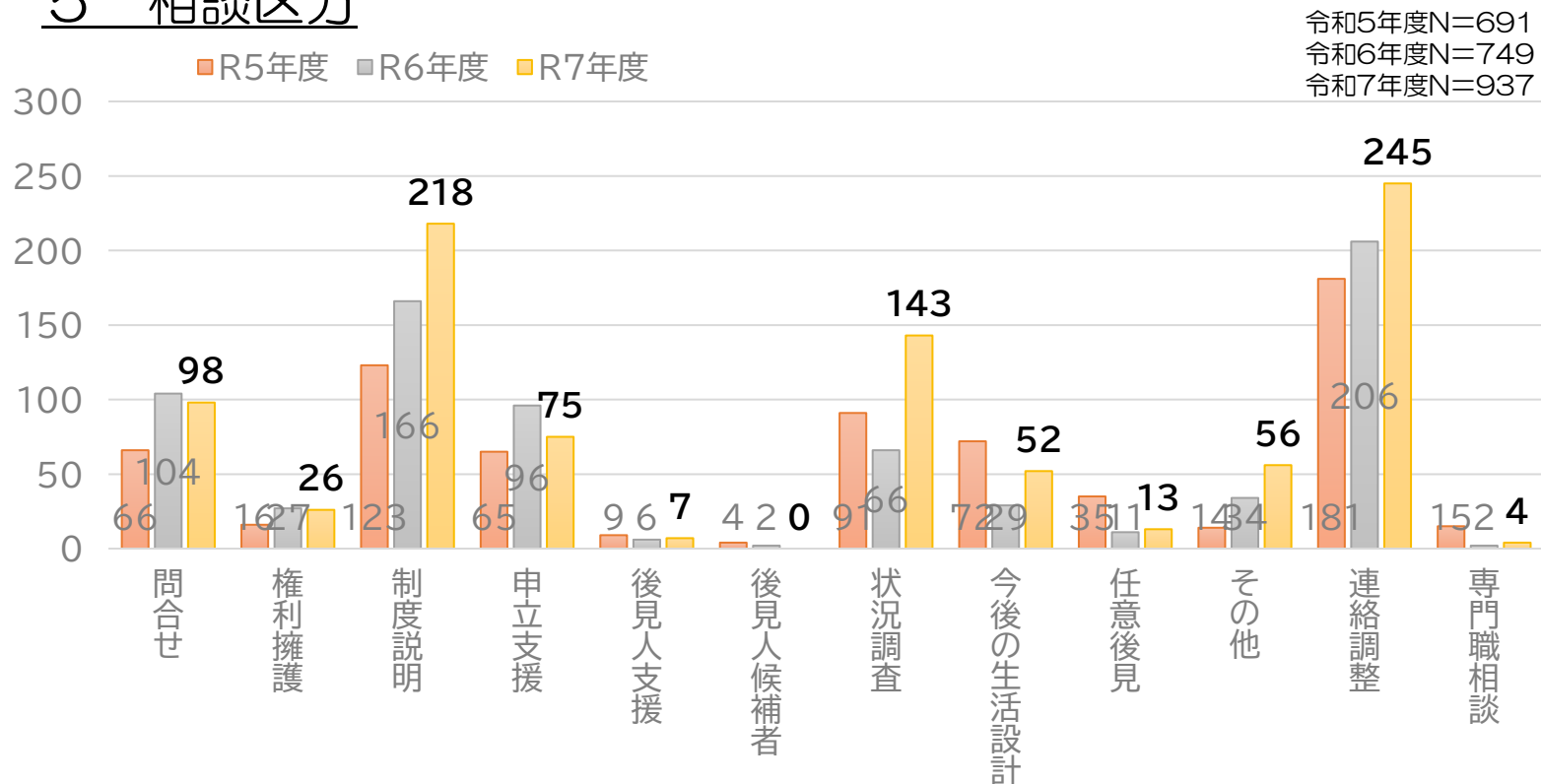
4 相談者の区分（新規）※R7年度実績



相談者は親族からの相談が最も多く、次いで福祉関係機関、地域包括支援センター、本人からの相談となっている。本センターでは、地域包括支援センター及び基幹相談支援センターを一次相談窓口と位置付けているが、実際には本人・親族や福祉関係機関からの相談が多く、一次相談窓口を経由した相談につながる余地があると考えられる。今後は、一次相談窓口との役割分担を改めて共有するとともに、相談機関が権利擁護支援や成年後見制度の利用について迷った際に、早期に中核機関へ相談できる体制づくりを進めていく必要がある。

相談機能の強化 相談実績

5 相談区分



「制度説明」に係る相談が多い傾向は変わらないが、特に状況調査は前年度比77件増となっている。単に成年後見制度の利用方法を案内する相談だけではなく、本人の生活状況や支援者、財産状況等を整理した上で、制度利用の必要性を検討する相談が増えていると考えられる。

また、「申立支援」は前年度より減少している一方、「今後の生活設計」は増加しており、制度利用ありきではなく、本人の生活課題を整理し、成年後見制度を含めた支援方策を検討する機会が増えていると考えられる。

▶ 相談機能の強化 相談実績

6 専門職相談会の開催

- 開催日時：毎月第3水曜日 午後1時～午後4時 ※相談枠3件
- 相談内容：成年後見制度の利用等やそれらに関連する内容
- 利用対象：①熊本市高齢者支援センターささえりあ ②熊本市障がい者相談支援センター

月	件数	担当	定例	臨時	来所	On-line	その他	備考
計	4		2	2	1	2	1	
4月	0	司法書士						
5月	0	司法書士						
6月	0	弁護士						
7月	2	弁護士	○	○	1		1	ささえりあ2件
8月	1	司法書士		○		1		ささえりあ1件
9月	0	弁護士						
10月	0	司法書士						
11月	1	弁護士	○			1		高齢福祉課
12月	0	弁護士						
1月	0	弁護士						
2月	0	司法書士						
3月	0	弁護士						

利用件数だけを見ると引き続き十分な活用には至っていないことから、相談機関が専門職相談につなぐことへの心理的・実務的なハードルや、相談すべき事例の判断基準等について検討する必要がある。今後は、権利擁護連絡会等を活用し、専門職相談会の活用方法を周知するとともに、相談機関が早い段階から気軽に相談できる仕組みづくりを検討する。

▶ 相談機能の強化

7 権利擁護連絡会の開催

○参加者 地域包括支援センターと基幹相談支援センター 区代表者10名
熊本市成年後見制度利用促進協議会 委員2名
高齢福祉課、障がい福祉課、熊本市成年後見支援センター

(1) 第1回（プレ会議）

日 時 令和7年7月30日（水）14：00～15：30

議 事 ①連絡会の開催と相談機関相互の役割分担について
②成年後見支援センターの役割について
③権利擁護支援における業務上の困りごとについて

【参加者の意見から共有された課題】

- ・後見人等の担い手不足
- ・相談機関の経験・スキル格差
- ・権利擁護の基本理解の不足
- ・成年後見制度の必要性の検討の難しさ
- ・成年後見支援センターとの連携不足
- ・制度目的と現場ニーズのズレ

(2) 第2回

日 時 令和7年12月3日（水）

議 事 市長申立ての現状と受任調整会議のあり方について

研 修 『相談支援者の権利擁護の支援の考え方』

認定社会福祉士 柴藤千子 氏

▶ 成年後見制度の利用促進

1 申立て支援等に係る支援

申立てを行う親族や本人、関係機関等に対し、必要書類の確認や作成された申立て書類の確認等の支援及びその他必要な支援を行う。

(1) 申立て書類等の確認等

申立人	類型				計
	後見	保佐	補助	不明	
本人	0	0	0	0	0
親族	13	0	0	0	13

(2) 申立て支援等

申立人	類型				事務委任		法テラス利用	計
	後見	保佐	補助	不明	弁護士	司法書士		
本人	0	7	2	0	(2)	(7)	(6)	9
親族	3	0	0	0	(0)	(3)	(3)	3
市長	2	0	0	0				2
計	5	7	2	0	(2)	(10)	(9)	14

(3) 調査官調査、受理面接の同行 …0件

▶ 成年後見制度の利用促進

2 日常生活自立支援事業からの移行件数

日常生活自立支援事業の対象者のうち、制度利用が望ましいケースについて調整を行い、スムーズな制度利用ができるよう努めた。

- (1) 令和7年度以前より支援中のケース 4件
- (2) 令和7年度より支援中のケース 6件
- (3) 支援経過（計10件）

	件数	補助	保佐	後見	備考
申立て	5	0	0	5	うち4件が審判確定済み
日自事業解約	1				
死亡	1				
支援中	3				
合計	10				

※後見人等の選任状況

受任団体等	件数	備 考
市社協法人後見	2	
専門職	1	
その他	1	転出のため、当該社協（法人後見）が受任
合計	4	

▶ 成年後見制度の利用促進

2 ケース検討会議の開催（受任調整会義・方針会議）

	審議件数		高齢 福祉課	障がい 福祉課	後見 センター	開催方法		参加 委員	備考
	受任 調整	方針 会議				参集	on-line		
合計	1	2	3	0	0	1	2		
4月	0	0	0	0	0				
5月	0	0	0	0	0				
6月	0	0	0	0	0				
7月	0	0	0	0	0				
8月	1	0	1	0	0	1		3	
9月	0	0	0	0	0				
10月	0	0	0	0	0				
11月	0	0	0	0	0				
12月	0	0	0	0	0				方針会議の機能拡充
1月	0	0	0	0	0				
2月	0	1	1	0	0		1	4	委員構成の拡充
3月	0	1	1	0	0		1	4	

前年度の運用を通じ、受任候補者（職種）の調整のみでは実際の受任につながらないなど、実効性に課題が生じた。また、成年後見制度の利用を前提とせず、「本当に制度利用が必要な事案なのか」を申立て前の段階から検討する必要性が明らかとなった。これらを踏まえ、令和7年度は会議のあり方を見直し、制度利用の適否や支援方針を検討した上で、必要に応じて受任調整につなげる仕組みへの転換を検討した。

▶ 成年後見人等への支援

1 後見人等からの相談受付

相談支援件数 10件（再掲）

2 親族後見人等に向けた研修会等の開催

(1) 日 時：令和7年9月25日（木）13時30分～

(2) 場 所：市健康センター新町分室 2階多目的室、on-line

(3) 演 題：親族後見人の実務について

(4) 講 師：家庭裁判所

(5) 参加者：計12名（①参集6名 ②on-line6名）

内 後見人として活動中の方 1名

今後申立てを検討している方 4名



【参加者の意見等（アンケートから）】

- ・今後受講してみたい内容（申立書類の書き方5名、報告書の書き方4名、金銭出納簿のつけ方 等）
- ・当事者たちの悩みや意見交換の場があればいいと思います。当事者たちの立場に立った、信頼できる身近なサポートの場がほしいです。

令和7年度の取り組みから見えてきたこと

令和7年度は、相談件数が937件、新規相談が381件と大きく増加し、成年後見制度に関する相談に限らず相談内容も多様化した。特に、成年後見制度の利用方法を案内するだけでなく、本人の状況を整理し、制度利用の必要性や今後の支援方針を検討する相談が増えている。

一方、相談者については、本人・親族や福祉関係機関からの相談が多く、本来一次相談窓口として位置付けている地域包括支援センターや基幹相談支援センターから中核機関につながる相談には、さらに活用の余地がある。

また、権利擁護連絡会を通じて、相談機関の経験・スキルの差、制度理解、成年後見制度の必要性の判断、関係機関との連携等、地域における権利擁護支援体制の課題も明らかとなった。

さらに、受任調整については、受任候補者の調整だけでは実際の受任につながらないケースもあることから、会議のあり方を見直し、成年後見制度の利用を前提とせず、申立て前の段階から本人にとって制度利用が必要か、どのような支援が必要かを検討する仕組みへの転換を進めた。

今後は、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の一次相談窓口との役割分担・連携をより明確にし、相談支援者の権利擁護に関する理解や対応力の向上を図るとともに、本人の意思や生活課題を踏まえ、成年後見制度を含めた適切な支援につなぐことができる地域の権利擁護支援体制の構築を進めていく。